

新規事業採択時評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
天竜川ダム再編事業 中部地方整備局	790	1,692	【内訳】 被害防止便益:1.692億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:140戸 年平均浸水軽減面積: 23ha	744	2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和40年9月洪水では、全壊・流失13戸、半壊・床上浸水782戸、床下浸水806戸、浸水面積564haなどの甚大な被害が発生し、その後も、昭和43、44年と浸水被害が発生。 ・発電専用のダムである佐久間ダムは、堆砂が進行するとともに、土砂移動の連続性を遮断しており、ダム下流においては、河床低下や海岸侵食等の問題が顕在化している。 ・当事業は利水者と調整の上、利水専用既設ダムを有効に活用するため、河道整備等の代替と比較し、治水効果を早期に発現できるとともに、河川の改変面積が少なく、環境に与える負荷も小さいことから優位である。 	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)

【ダム事業】
(補助事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
矢原川治水ダム建設事業 島根県	226	164	【内訳】 被害防止便益:164億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:6戸 年平均浸水軽減面積: 7.0ha	148	1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年7月の島根県西部を襲った梅雨前線豪雨では、三隅川流域で死者33名、重軽傷者19名、浸水家屋1,026戸、全半壊流出家屋1,054戸という記録的な被害に見舞われた。 ・当該事業の実施により、既存御部ダムと矢原川ダムにより三隅大橋地点において2,440m³/sの洪水流量を1,600m³/sまで調節する。 ・三隅川沿川の高齢化率(約32%)は高く、災害発生時には避難が容易ではない。被災後においては、高齢者は生活再建能力が低く、洪水が与える地元影響は大きい。 ・近年局地的集中豪雨による洪水が各地で発生しており、三隅川沿川の住民は昭和58年7月豪雨の再来を大変心配している状況であり、早期の矢原川ダム建設による治水対策を望んでおり、矢原川ダムの建設により、三隅川水系の上流ダム群が完成し、三隅川水系の治水対策を完結させる必要がある。 ・幹線道路は山口県から県東部へとつながる国道9号のみであり、三隅川を横断する国道9号の橋梁が被災すると、山口県と山陰間の日本海側の東西交通網が途絶え、社会的影響が大きい。 ・各種代替案(河道改修単独、トンネル放水路、既設ダム嵩上げ、遊水地)に比べ、経済性や社会的影響等で優位である。 	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)
木屋川ダム再開発事業 山口県	400	358	【内訳】 被害防止便益:299億円 流水の正常な機能の維持に関する便益:59億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:45戸 年平均浸水軽減面積: 86ha	271	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和34年7月の梅雨前線豪雨により家屋流出3戸、全半壊28戸、床上浸水416戸、床下浸水783戸の被害が発生。 ・平成11年6月の梅雨前線豪雨により床上浸水11戸、床下浸水38戸の被害発生。約3,700人に避難指示、約2,800人に避難勧告を発令。 ・また、浸水想定区域には災害時要援護者施設(病院、老人ホーム、保育所等)を含み、災害時要援護者対策が急務である。 ・現ダム完成後も床上浸水の被害が発生した洪水が8洪水を数える。また、平成6、14年などダム完成後も5回の取水制限を実施しており、これらの被害軽減のため、ダム嵩上げが必要である。 ・なおダム嵩上げは、河川改修だけで治水対策を実施する案など他の治水対策案と、社会的影響・自然環境への影響・経済性などの観点から比較検討し、決定している。 	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)

【砂防事業等】
 (地すべり対策事業(直轄))

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
月山地区直轄地すべり 対策事業 東北地方整備局	246	436	【内訳】 直接的被害軽減便益:65 億円 間接的被害軽減便益:371 億円 【主な根拠】 人家:38戸 (間接的被害:約11,000戸) 公共施設:公民館1施設 (間接的被害:市役所・学 校・病院・JR羽越本線等) 国道112号:2,500m	246	1.8	・月山地区では、過去に幾度も地すべり被害が発生しており、交通障害が生じている。 ・地すべりが発生し、天然ダムを形成した場合、決壊を防止するための対策には多額の費用を必要とする。また、天然ダムが決壊した場合には、月山ダム・寒河江ダムへの土砂流入によって水道・農業用水のための利水容量が減少するとともに、洪水調節容量の減少によって洪水時にはダム下流に氾濫が発生するおそれが生じる等間接的な被害が発生する。 ・地元の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・対策により地すべりを安定化することができれば、流域内の集落、道路等が保全されるとともに、天然ダムが発生するおそれが無くなり、地域の安全を確保することができる。 以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防計画課 (課長 牧野裕至)

【海岸事業】
 (直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
西湘海岸直轄海岸 保全施設整備事業 関東地方整備局	351	2,739	【内訳】 侵食防止便益:2,739億円 浸水防護便益:0.14億円 【主な根拠】 侵食防止面積:59ha 侵食防止戸数:555戸 浸水防護戸数:28戸	254	10.8	・西湘海岸は昭和40年代より侵食傾向が顕在化。 ・平成11年から現在まで最大で約30mの砂浜が侵食された。 ・また、砂浜の回復は、海水浴やビーチマラソンまたは地引網等の地域の観光資源として重要である。 ・このため、早期に砂浜を回復し、侵食による被害を未然に防ぐ必要がある。	本省河川局海岸室 (室長 野田徹)
和歌山下津港海岸 直轄海岸保全施設整備 事業 近畿地方整備局	250	1,787	【内訳】 浸水防護便益:1,787億円 【主な根拠】 浸水防護面積:387ha 浸水防護戸数:5,224戸	201	8.9	・浸水区域には海南市役所、消防署等の行政・防災関連機関等の中枢機能が集積しており、防護することにより、発災後の危機管理体制が確保できる。 ・浸水区域には国道42号、JR海南駅(紀勢本線)等の地域における主要交通施設が集積しており、防護することにより、発災後の緊急輸送ネットワークを確保できる。 ・浸水区域には世界的シェアを誇る企業群が集積しており、防護することにより、甚大な経済損失を回避できる。	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 小野憲司)

【港湾整備事業】
 (直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
新潟港 東港区西ふ頭地区 国際海上コンテナター ミナル整備事業 北陸地方整備局	77 [54]	517	【内訳】 輸送コストの削減便益: 502億円 震災時における輸送コ スト削減便益:6.0億円 震災時の施設被害回避便 益:7.4億円 その他の便益:0.98億円 【主な根拠】 平成22年度予測取扱貨物 量:6.2万TEU/年	77	6.7	・コンテナ貨物の需要の増加に対応することで物流効率化が図られ、地域産業の国際競争力の向上を図ることができる。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO2及びNOXの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)

名古屋港 鍋田ふ頭地区 国際海上コンテナターミナル整備事業 中部地方整備局	264 [194]	1,376	【内訳】 輸送コストの削減便益：1,314億円 震災時における輸送コスト削減便益：43億円 震災時の施設被害回避便益：13億円 その他の便益：6.5億円 【主な根拠】 平成24年度予測取扱貨物量：22万TEU/年	250	5.5	・コンテナ貨物の需要の増加に対応することで物流効率化が図られ、地域産業の国際競争力の向上を図ることができる。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO2及びNOXの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)
川崎港 東扇島～水江町地区 臨港道路整備事業 関東地方整備局	540 [540]	822	【内訳】 走行時間短縮便益：645億円 走行経費減少便益：160億円 交通事故減少削減便益：13億円 その他の便益：4.2億円 【主な根拠】 平成29年度予測交通量：21,400台	418	2.0	・大規模災害時に基幹的広域防災拠点や、耐震強化岸壁から内陸部方面への緊急物資輸送路のりダンダンシーが確保される。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO2及びNOXの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)
徳島小松島港 沖洲(外)地区 複合一貫輸送ターミナル整備事業 四国地方整備局	127 [118]	270	【内訳】 輸送コストの削減便益：219億円 移動コストの削減便益：27億円 震災時における輸送コスト削減便益：8.1億円 震災時における施設被害の回避便益：16億円 その他の便益：0.9億円 【主な根拠】 平成26年度予測取扱貨物量：210万トン/年	106	2.5	・四国における物流機能の効率化が促進され、地域産業の国際競争力の向上を図ることができる。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO2及びNOXの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)

※[]内は内数で港湾整備事業費

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
		事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	
栃木地方合同庁舎 関東地方整備局	19.4	112 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
高松地方合同庁舎(Ⅱ期) 四国地方整備局	91.7	113 点	100 点	146 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
小豆島海上保安署 四国地方整備局	4.0	113 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
八雲地方合同庁舎 北海道開発局	5.2	126 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)

帯広第2地方合同庁舎 北海道開発局	33.6	122 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
福島第2地方合同庁舎 東北地方整備局	21.4	120 点	100 点	121 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
前橋地方合同庁舎 関東地方整備局	78.7	118 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
横須賀地方合同庁舎 関東地方整備局	31.2	117 点	100 点	121 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
堺地方合同庁舎 近畿地方整備局	77.8	128 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
和歌山地方合同庁舎 近畿地方整備局	79.6	110 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
呉地方合同庁舎 中国地方整備局	29.7	116 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
唐津港湾合同庁舎 九州地方整備局	13.0	106 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
鹿児島第3地方合同庁舎 九州地方整備局	45.1	107 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
中央合同庁舎第4号館 国土交通本省	635.2	120 点	100 点	146 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
新宿若松地方合同庁舎 関東地方整備局	133.3	126 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
大久保地方合同庁舎 関東地方整備局	38.5	132 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
世田谷地方合同庁舎 関東地方整備局	21.6	107 点	100 点	121 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
豊島地方合同庁舎 関東地方整備局	37.4	118 点	100 点	121 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
王子地方合同庁舎 関東地方整備局	19.4	109 点	100 点	121 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)

横浜地方合同庁舎 関東地方整備局	133.7	114 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
京都地方合同庁舎 近畿地方整備局	16.9	120 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
大阪第6地方合同庁舎 近畿地方整備局	172.1	125 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
小倉地方合同庁舎 九州地方整備局	18.1	114 点	100 点	121 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)

※ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標

事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

(採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)

入居官署の役割、地域性等に合わせた官庁施設を整備する営繕事業の特性を踏まえ評価する観点から、平成20年3月31日に評価手法の見直しを行っている。

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評 価			担当課 (担当課長名)
中型巡視船 350トン型 建造(4隻) 海上保安庁	115	整備しようとする巡視船は、速力、操縦性能、夜間監視能力等の警備能力が強化されており、三大湾等の湾口における監視警戒体制等の強化を図ることができる。			海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 久保田秀夫)
小型巡視船 180トン型 建造(2隻) 海上保安庁	42	整備しようとする巡視船は、速力、操縦性能、夜間監視能力等の警備能力が強化されており、三大湾等の湾口における監視警戒体制等の強化を図ることができる。			海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 久保田秀夫)
小型巡視艇 20メートル型 建造(2隻) 海上保安庁	6.9	整備しようとする巡視艇は、速力、夜間監視能力等の警備能力が強化されており、港内及びその周辺海域における監視警戒体制等の強化を図ることができる。			海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 久保田秀夫)

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評 価				担当課 (担当課長名)
		事業の 緊急性	計画の 妥当性	事業の 効果	その他	
千歳航空基地施設整備 海上保安庁	3.0	110点	133点	120点	庁舎の増築等により執務環境の改善を図り、海難救助・テロ対策・危機管理体制の強化・海洋権益の保全等多岐にわたる業務ニーズに迅速かつ的確に対応させることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 松戸敏雄)
美保航空基地施設整備 海上保安庁	11	106点	121点	116点	庁舎の増築等により執務環境の改善を図り、海難救助・テロ対策・危機管理体制の強化・海洋権益の保全等多岐にわたる業務ニーズに迅速かつ的確に対応させることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 松戸敏雄)

※ 事業の緊急性－既存施設の老朽・狭隘・官署の分散等、施設の現況から事業の緊急性を評価する指標

計画の妥当性－計画施設の位置・規模・構造など、新たな計画内容の妥当性を評価する指標

事業の効果－新たな政策課題の実現、執務効率の増進・利便性の向上等、施設の現況から事業の効果を評価する指標

(採択要件：事業の緊急性、計画の妥当性及び事業の効果がともに100点以上)

本資料は、国土交通省ホームページで公表されている評価結果を複写したものである。